

# 報告 1

## 市立学校園における新型コロナウイルス感染症による措置状況

(令和4年2月14日現在)

総務課

### 【市立幼小中高校】

措置内容	9月	10月～12月	1月	2月
学級閉鎖	2校3学級 (小2校3学級)	0校	11校14学級 (小9校12学級) (中2校2学級)	14校22学級 (小13校21学級) (中1校1学級)
学年閉鎖	0校	0校	3校6学年 (小2校4学年) (中1校2学年)	7校7学年 (小6校6学年) (中1校1学年)
学校閉鎖	4校 (小3校) (中1校)	0校	9校 (小8校) (中1校)	5校 (小5校)

### 【閉鎖基準】

(国ガイドライン準拠)

措置の範囲	基準内容
学級閉鎖	以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合 ・同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合 ・感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ・1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合 ・その他教育委員会と学校が相談のうえ必要と判断した場合 (*ただし、学校に2週間以上来ていないものの発症は除く。) ※学級閉鎖の期間としては、5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。
学年閉鎖	複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合
学校閉鎖	複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

\* 閉鎖措置等については、学校、学校医及び教育委員会が相談し決定